

会津若松市立鶴城小学校「いじめ防止基本方針」

平成27年4月 1日策定

平成31年2月18日改定

1 いじめの防止等の対策に関する基本方針

【定義】

本校に在籍している当該児童と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。

（いじめ防止対策推進法定義より）

【基本理念】

- (1) 「思いやり」と「ならぬことはならぬ」という「あいづっこ宣言」の精神を身につけさせ、いじめの未然防止に努める。
- (2) 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という認識のもと、早期発見、早期解消に努める。
- (3) 「いじめは、ひきょうで、人間として絶対に許されない行為である」という意識を子どもも大人ももつ。
- (4) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にならないよう、いじめられた児童等の立場に立つて行うとともに、特定の教職員で判断することなく、組織を活用して判断する。
- (5) 万が一いじめが発生した時は、いじめられた児童を徹底的に守るという姿勢に立つ。
- (6) いじめを受けている児童及びその保護者の不安や憤りを十分理解し、その解決に向けての道筋を分かり易く示し、学校への信頼感が保護者との連携した取り組みにつながるようにする。
- (7) いじめの解決は、組織的に行うことが大切なことを共有理解し、担任等の抱え込みが生じない校内組織を確立する。
- (8) けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目し判断する。
- (9) インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童等本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法及び条例の趣旨を踏まえた適切な対応に努める。
- (10) 教職員の指導によらずして、当事者間でいじめの解消が行われた場合、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応を行う。その場合でも、いじめに該当するため、組織へ事案の情報共有を行う。
- (11) 緊急避難的な場合や、いじめの状態が看過できないレベルになっている場合を除き、児童相互の関係が児童の成長には大切であることを基本に置き、安易に児童の関係を断ち切るような解決策をとらない。

【いじめの禁止】

児童は、いじめを行ってはならない。

【学校及び職員の責務】

本校は、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの未然防止のための取組

- (1) 本校の教育目標「生き生きと輝く自分をつくる子ども ～自立・共生～」は、児童がなりたい自分像を持ち、他の児童や教師と学び合う中で成長していく姿を目指している。特に、児童相互の学び合いの中から生まれる価値はその中心である。学び合いは、児童相互が互いを尊重しあう場でしか成立しないことから、教育目標に向けて他者と共感し尊重する児童を育成することが、即ちいじめ防止であることを全教職員の理念としていじめの未然防止に取り組む。
- (2) 児童の豊かな情操と道徳心を養い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
 - ① あいづっこ宣言の実践を通して思いやりや規範意識を育む。
- (3) 学習規律の徹底を図るとともに、すべての児童が「わかる」「できる」と実感できる授業づくりに努め、自己有用感の育成を図る。
- (4) 保護者並びに地域住民その他の関係機関との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。
 - ① 鶴城小学校父母と教職員の会（PTA）
 - ② 鶴城地区子供育成会
 - ③ 青少年健全育成連絡協議会
 - ④ 児童安全確保連絡協議会
- (5) インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル教育を計画的に推進する。
- (6) いじめは、教師の目の届かないところで起こるものだとすることを十分理解し、常に緊張感を持って児童を見守り、児童の小さな変化も見逃さないことでいじめの芽を見逃さない。
- (7) 適切な人間関係を構築できない児童が増加していることを理解し、他者に不快感を与えたり心を傷つけたりする言動に自ら気づき自己抑制できるようにソーシャルスキルトレーニングを適宜取り入れた指導を行う。
- (8) 障がいのある児童等、外国人児童等、性同一性障がいに係る児童等、東日本大震災被災者や原発事故避難者などへ配慮する。
- (9) いじめ防止対策推進法の理解増進を図るため、広報啓発活動に努める。

3 いじめの早期発見のための取組

「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」「いじめは見えにくいもの」という前提に立ち、児童の些細な変化やシグナルを見逃さず、いじめではないかとの疑いをもって、早期に関わる。

- (1) 年間計画の策定
いじめの未然防止対策を組織的・計画的に実施するため、いじめ調査等を組み入れた生徒指導年間計画を作成する。
- (2) いじめ調査等
いじめを早期に発見するため、定期的な調査を次のとおり実施する。
 - ① 児童対象いじめアンケート調査 年3回（6月、10月、2月）
 - ② 家庭訪問・保護者教育相談を通じた聞き取り調査 年2回（5月、12月）
 - ③ 教育相談を通じた児童からの聞き取り調査 年2回（5月、11月）
※ 児童の教育相談は、その他必要に応じて適宜行う。
 - ④ Q-Uテスト 年2回（6月、11月）
- (3) いじめ相談体制
児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。
 - ① スクールカウンセラー（心の教室相談員）の活用
 - ② いじめ相談窓口（意見箱、相談箱）の設置

- ③ 「いじめ24時間子どもSOS」「ダイヤルSOS」や福島弁護士会の相談窓口などの積極的な周知
- (4) 人材の確保及び資質の向上
いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

4 いじめの早期解決のための措置

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、校内組織に直ちに情報を共有し、学校長以下組織的対応を行う。また、いじめの情報を組織に報告しないことは、法違反となり得ることを共通の理解とする。
- (2) 情報収集を綿密に行い、事実確認の上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。
＜いじめられた児童・保護者に対して＞
 - ① いじめられた児童には、「あなたが悪いのではない」事をはっきり伝えるなど、自尊心を高めるよう留意する。
 - ② 個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意して対応する。
 - ③ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を保護者に伝える。
 - ④ 徹底して守り通すことや、秘密を守ることを伝えるできる限り不安を取り除く。
 - ⑤ 児童に寄り添い支える体制をつくる。
 - ⑥ 児童の状況に合わせた継続的なケアを行う。
＜いじめた児童・保護者に対して＞
 - ① 複数の教職員が連携し、いじめをやめさせる措置をとる。
 - ② 必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得て、再発防止に努める。
 - ③ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解を得た上で、対応を適切に行えるよう協力を求める。また、保護者に対する継続的な助言に努める。
 - ④ 当該児童の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命・身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。
 - ⑤ 個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意して対応する。
 - ⑥ いじめをみていた児童にも自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることができなくても誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- (3) いじめの事実確認の結果は、校長が責任を持って市教育委員会に報告する。また、いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合は、警察と連携して対処する。
- (4) いじめに対しては、学校組織をあげて取り組むことを教職員の共通理解とすると共に、保護者、児童に対しても発信することで学校の姿勢を示し、安心して通える学校という信頼感を高めると共に、いじめ発生の抑止力とする。
- (5) いじめ解消とは、謝罪のみで終わるものではないことを十分理解し、双方の当事者や回りの者全員を含む集団が好ましい集団生活を取り戻すことができるよう配慮する。
- (6) いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、解消したと判断した場合も、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、教職員は該当被害児童及び加害児童等について日常的に注意深く観察する。
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安とする）継続していること。
 - ② 被害児童等が、心身の苦痛を感じていないこと。

5 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 校内における組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー

◎ いじめ事案の状況に応じて、市教育委員会（学校教育課、スクールソーシャルワーカー）警察（生活安全課）又は警察官経験者（スクールサポーター）、児童相談所、

<活動>

- ① いじめ防止に関すること
- ② いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること
- ④ いじめ防止対策の改善に関すること。

<開催>

毎学期調査を実施した折に定期開催する。いじめ事案発生時は緊急開催とする。

○ 上記以外に、職員協議会を月に1回、生徒指導協議会を5月に開催し、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導について情報交換及び共通理解を図る。

(2) 校外における組織

- ① 中学校区内 PTA 連絡協議会：年2回開催し、学区内の情報交換や啓発活動を行う。
- ② 会津若松地区小学校生徒指導協議会：年3回開催し、情報交換や連携を図る。
- ③ 若松二中学区生徒指導協議会：年3回開催し、情報交換や連携を図る。

6 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、又は、児童や保護者から「いじめられて重大な事態に至った」という申立てがあった場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事案が発生した旨を、市教育委員会に報告する。
- (2) 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にする調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (5) 調査の結果を踏まえ、市教育委員会と連携して対処又は再発防止に努める。
- (6) 被害児童、保護者に対する心のケアを十分行う。
- (7) 被害保護者に対して、学校の説明責任を十分果たし、再発防止の具体的な対策を示す。
- (8) 加害児童、保護者に対して事実を伝え被害保護者との関係修復を促す。
- (9) 加害児童のいじめに至る背景を調べ、組織的な取り組みによって加害児童の心の成長を促すことで再発防止を図る。

7 その他

- (1) いじめの見過ごしや隠蔽をせず、いじめの実態把握及び迅速な対応が図れるように、次の点を学校評価の項目に位置づけ点検するとともに、必要に応じて本基本方針を見直すというPDCAサイクルを機能させる。
 - いじめの早期発見に関する取組に関すること
 - 対応とその効果に関すること
- (2) より実効性の高い取組を実施するため、本方針は必要に応じて見直す。
- (3) 教職員の研修等を行い、未然防止、早期発見、問題への対応のスキルを高める。
- (4) 起こった問題について共通理解を図り、それ以降の問題への対応に資する。